

東かがわ市ゼロエネルギーハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市（以下「市」という。）における温室効果ガスの排出削減及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）の普及を促進するため、Z E Hを導入する者に対して予算の範囲内において東かがわ市ゼロエネルギーハウス普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 別に定める期間内に第5条第1項の規定による予約申請及び第7条の規定による交付申請が可能な者
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその同一世帯に属する者が別表に掲げる市税等を滞納していないこと。

(補助金の交付対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内において、新築、購入又は改修した戸建住宅であって、申請者が自ら居住しているもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋（以下「店舗等併用住宅」という。）を含む。）であること。ただし、購入又は改修した戸建て住宅の場合は、過去にこの要綱による補助対象となっているものを除く。
- (2) B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示489号）に基づく第三者承認証のひとつである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。以下同じ）等の第三者評価によりZ E Hの評価・認証を受け、Z E Hの定義（Z E H+、Z E H及びN e a r l y Z E H）を満たすことが証明できるものであること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備は、太陽光発電システムとし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 太陽光発電による電気が、当該発電システムの設置等がされる住宅において消費され、連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。

- イ 太陽光モジュール・パワーコンディショナーが、未使用品であること。
- ウ 賃貸借契約等による設置でないこと。
- エ 電力会社と電力受給契約又は発電量調整供給契約を締結していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象住宅の新築、購入又は改修に要した費用（以下「補助対象事業費」という。）の額とし、補助対象住宅1戸当たり20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が店舗等併用住宅の場合は、補助対象事業費の総額に居住部分の面積の割合を乗じて得た額を補助対象事業費とする。

3 補助対象住宅に、東かがわ市住宅用クリーンエネルギー設備設置費補助金交付要綱（令和4年東かがわ市告示第22号）による対象設備（ただし、発電システムを除く。）を設置する場合は併用して申請することができる。

(予約申請)

第5条 申請者は、補助対象住宅の工事着手前（補助対象住宅を購入する場合は、当該住宅の引き渡し前）に、補助金交付予約申請書（様式第1号。以下「予約申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅建設場所（補助対象住宅を購入する場合は、当該住宅のある場所）付近の見取図
- (2) 工事着工前の現況を確認できるカラー写真（補助対象住宅を購入する場合は、当該住宅のカラー写真）
- (3) 工事請負契約書（補助対象住宅を購入する場合は、売買契約書）等の写し（経費の内訳が明記されていること）
- (4) B E L S等評価書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付予約番号通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の届出)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「予約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金計画変更届出書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 予約申請書の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象住宅の建設又は購入を中止しようとするとき。

(交付の申請)

第7条 予約者は、補助事業が完了したときは、補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新築、購入又は改修代金の支払いに係る領収書の写し及び領収内訳書の写し
- (2) 申請者本人が当該住宅に居住していることを示す住民票(世帯全員分)の写し
- (3) 所有者が記載されている補助対象住宅(土地を取得した場合は、当該土地を含む。)の登記事項証明書
- (4) 補助対象住宅のカラー写真
- (5) ZEH認証を取得するために導入した設備が確認できるカラー写真
- (6) 電力会社との電力需給契約書又は発電量調整供給契約書の写し
- (7) メーカーが発行した保証書の写し(ZEH認証を取得するために導入した設備も含む。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により予約者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた予約者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに、市長に補助金交付請求書(様式第6号)により補助金の交付の請求をしなければならない。

(処分の制限)

第10条 補助事業者は、法定耐用年数の期限内において、補助対象住宅を処分、譲渡しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して補助対象住宅を処分したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により理由を付して申請者に通知する者とする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、補助金返還通知書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則（平成26年東かがわ市規則第30号）に規定する利用者負担額
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する

一般廃棄物の手数料

- 10 東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
- 11 東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
- 12 東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
- 13 東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する負担金
- 14 東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する使用料
- 15 東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
- 16 東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
- 17 住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金